

府中町一般廃棄物収集運搬業許可取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集運搬を業として行う場合の許可（以下「許可」という。）の取扱いについて、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年3月31日規則第12号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(許可申請の添付書類)

第2条 規則第5条第1項に規定するもののほか、必要な添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 自動車車検証、任意保険証の写し
- (2) 専属運転手届出書（様式第1号）、運転免許証の写し
- (3) 事業の用に供する施設等の一覧表（様式第2号）
- (4) 収集対象事業所名簿、位置図（様式第3号）
- (5) 業務内容（様式第4号）
- (6) 申立書（様式第5号）
- (7) 誓約書（様式第6号）
- (8) 納入通知書兼領収書の写し（ただし納入済みのもの）
- (9) 前年度損益計算書及び前年度貸借対照表の写し、納税証明書（法人又は個人の市町村民税）
- (10) 許可証の写し（府中町以外分）
- (11) 施設（土地）の所有者が他人名義の場合、賃貸借契約書の写し
- (12) 社員研修の実績報告書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類等

(実地検査)

第3条 町長は、許可をするに当たっては、次に掲げる基準を満たしているかどうか実地検査及び器材検査を行わなければならない。

- (1) 事務所の検査基準
 - ア 一般廃棄物の収集運搬に関する帳簿を備え、記録し、かつ、5年間保存することが可能であること。
 - イ 業務時間帯において、いつでも町からの連絡が取れる人員又は施設が完備していること。

(2) 車庫の検査基準

- ア 収集運搬車両がすべて駐車できる面積を有していること。
- イ 一般廃棄物の飛散、流出、汚水の地下浸透、及び保管等がなく清潔に保持されていること。
- ウ 洗車する場所が確保されていること。(車庫以外の場所でもよい。)
- エ 洗車設備は、洗車後の汚水を処理できる設備を有しており、周囲に迷惑がかからないものであること。

(3) 車両の検査基準

- ア 一般廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭や汚水が漏れるおそれのないように整備されていること。
- イ 収集運搬車両は、第4条の許可要件に適合した車両であること。
- ウ 収集運搬車両は、業務が安全に行えるように整備されていること。

(許可要件)

第4条 許可を認める場合は、申請内容が次の各号に適合しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の2

(車両の表示)

第5条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、廃棄物の収集又は運搬を行うときは、許可業者であることを分かるようにするため、法人の名称(個人の場合は屋号)を使用車両の両側面に及び許可番号(許可証の指令番号)を使用車両の両側面と後部の常時確認できる場所に表示すること。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な手続その他の事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月6日から実施する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第 1 号	専属運転手届出書	第 2 条第 1 項第 2 号
様式第 2 号	事業の用に供する施設等の一覧表	第 2 条第 1 項第 3 号
様式第 3 号	収集対象事業所名簿、位置図	第 2 条第 1 項第 4 号
様式第 4 号	業務内容	第 2 条第 1 項第 5 号
様式第 5 号	申立書	第 2 条第 1 項第 6 号
様式第 6 号	誓約書	第 2 条第 1 項第 7 号